

障がい学生支援申出書

本申出書は、障がい等を有する方が、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）』に基づいて、修学上の合理的配慮を希望する際に所属学部・学科・研究科に提出するものです。学習や学生生活に対する不安や障壁があり、授業等で配慮を希望する場合は、以下の必要事項を記入し、学務部学生課へ提出してください。

※本件に関するお問い合わせは 学務部学生課まで
学生課 086-440-1122

届出日 年 月 日

倉敷芸術科学大学

(学部・研究科) 長 殿

入学年度	年度	学生番号 (又は受験番号)	
学部・学科 研究科			
氏名			
住所	〒		
電話番号			

下記のとおり倉敷芸術科学大学障がい学生支援規程に基づく支援を申し出ます。

記

1. 障がい等の名称

※障がい、疾病や困難を客観的に説明する文書の添付
(医師の診断書、障害者手帳の写、高校時代の教員等の所見)

2. 申し出の理由

【障がいの状況・具体的症状・現在受けている介助なども含めてお書きください。】

支援・配慮希望内容

授業に関する支援・配慮希望

障壁・困り・問題	支援・配慮の内容

人的支援、授業を除く学生生活に関する支援・配慮希望

障壁・困り・問題	支援・配慮の内容

施設・設備に関する支援・配慮希望

障壁・困り・問題	支援・配慮の内容

個人情報の取扱いについて、適正な管理を行うとともに個人情報の保護に努めます。
 ただし、支援・配慮の検討、決定および実施のために、記入された内容について、大学教職員・
 保護者・主治医・支援学生などとの間で必要な情報を共有することがあります。
 支援に必要な個人情報の開示に同意します。

氏名（署名） _____ （保護者代筆可）

（注意事項）

1. 障がい学生支援申出書やその他の書類の提出は、希望する合理的配慮を約束するものではありません。
2. これまで受けたことのある支援内容が、倉敷芸術科学大学における合理的配慮として認められるわけではありません。

受理押印欄		
学部長・研究科長	学科長	チューター

学生課押印欄

- ・本学生への合理的配慮については、学生生活委員会にて審議・決定する。
- ・本学生への合理的配慮については、所属する学部・学科・研究科が責任を持つものとする。